

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月13日（平成30年（行情）諮問第361号）

答申日：平成30年11月19日（平成30年度（行情）答申第324号）

事件名：「生活扶助相当CPI算出表」の作成のために特定期間に作成された文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の1及び2に掲げる文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書1を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書2については、別紙2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月22日付け厚生労働省発社援0622第1号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 生活扶助相当CPIとは

生活扶助相当CPI算定表に記載されている「生活扶助相当CPI」とは、平成25年の生活保護基準改定の際に、厚生労働省によって考案された消費者物価指数（CPI）の一種であり、総務省統計局が毎年作成する消費者物価指数のうち、「生活扶助に該当しない品目を除いた品目を用いて」作成されるものである。

平成25年度においては、上記「生活扶助相当CPI」の結果から4.78%の物価下落があったことを根拠として、三段階に分けて全世帯平均で6.5%の生活保護費が引き下げられた（実際には、消費税増税分によりわずかに上方修正されたうえ実施された。）。

###### イ 生活扶助相当CPIが生活保護費の切下げの根拠となった経緯

生活保護基準の改定に当たっては、従前「消費水準均衡方式」すなわち、世帯種別ごとの「消費」との比較均衡を根拠として改定が行われており、消費者物価指数の変動を根拠に引下げが行われたのは平成25年改定のみであり、その後も考慮されていない。

したがって、平成25年改定は、特殊な改定方法が採用されたものと評価できる。

ここで、生活保護基準に関して「消費者物価」を参照して改定を行うというアイデアは、審査請求人が確認できる範囲では、平成24年3月15日当時野党であった自民党政策調査会・生活保護プロジェクトチーム勉強会における、特定個人の講演が初出である（同人は、デフレ調整により2～3%の下落が妥当と発言している。）。

その後、審査請求人が行った行政文書開示請求「平成24年3月1日から平成25年12月末日までに作成された行政文書のうち、文書の名称又は本文中に「生活扶助相当CPI」の記載があるものすべて。」による開示資料は、時系列順で、

- ① 平成25年1月27日 生活扶助相当CPI算出表
- ② 平成25年2月19日 「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）平成25年2月19日（火）社会・援護局」
- ③ 平成25年2月26日 「衆議院議員特定氏名提出生活扶助基準の見直しに関する質問に対する答弁書」

とされており、①の算出表作成直後に引下げが政策決定されていたことがわかる。

ウ 資料作成過程及び政治過程から、対象となる行政文書が存在すること

以上の事実を整理すると、

平成24年3月15日 特定個人講演において消費者物価指数の使用が提案

⇒ 消費者物価指数を参照する方向性が提示される。

平成25年1月27日 生活扶助相当CPI算出表

⇒ 厚生労働省が独自の消費者物価指数を作成する。

平成25年2月19日 全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）

⇒ 生活扶助相当CPIによる物価下落率を生活保護基準の改定に参照することが既定路線となる。

となる。

ところで、再三述べたように、生活保護費の改定において、厚生労働省独自の消費者物価指数を作成し政策に反映させることは、平成25年が初めてのことである。とすれば、①生活扶助相当CPI算

出表の作成過程において、厚生労働省社会・援護局内で内部会議が行われていてしかるべきであり、また、局内においては稟議、局外におけるレク等も行われていると考えられる。また、①作成に当たり、外部のシンクタンク等に問い合わせ等を行っていたのであればその稟議等も必要である。

すなわち、厚生労働省独自の消費者物価指数の作成という、高度に専門技術的な統計分析を行うに当たり、その作成過程において何らの資料が存在しないということは考えにくく、本件不開示決定の理由である「行政文書の不存在」との決定は誤りであると考えられる。

## (2) 意見書

### ア 諮問庁の理由の概要

#### (ア) 理由①

諮問庁は、「生活扶助相当CPI算出表」を作成する過程において、生活扶助相当CPI算出のために作成された文書（メモ類、議事録、試算表等を含む）一切の開示申立に対し、概要、「生活扶助相当CPIは、高度に専門技術的な統計分析を要するものではなく、公表データを使用すれば容易に検出できるものであるから、算出表の他に作成された算出に関する文書が存在しないことに不合理な点は認められない。」と述べる。

#### (イ) 理由②

諮問庁は、「生活扶助相当CPI算出表」の算定結果を用いた生活保護基準の変更について、担当課（社会・援護局保護課）が、社会援護局長、厚生労働大臣、同副大臣、同大臣政務官、同大臣補佐官、同事務次官、同厚生労働審議官、又は、国会議員らに対し、説明するために作成したレクチャー用資料（いわゆる「レク資料」）一切の開示請求に対し、また、同様の理由により、「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）（抜粋）」で十分であり、この資料の他に作成された見直し概要に関する文書が存在しないことに不合理な点はないと述べる。

以下、諮問庁の述べる理由に不合理な点が存在することを述べる。

### イ 前提事実

本件は、平成25年の生活保護費の改定（大幅減額）の根拠とされた「生活扶助相当CPI」の作成過程及び説明過程における行政文書の存否が問題となっている。そこで、まず、「生活扶助相当CPI」について前提となる事実を説明する。

- ① 厚生労働省は、「生活扶助相当CPI」を根拠に生活保護基準を減額した。この結果、約580億円の保護費が削減された。
- ② 処分庁は、「生活扶助相当CPI」を消費者物価指数と説明して

いる。

- ③ 「消費者物価指数」の作成については、ILOが国際的な基準を示しており、「ラスパイレス指数」及び「接統計数」を用いて作成する。総務省統計局も、同様の手法である。
- ④ 処分庁は、生活扶助相当CPIに用いた計算方法を「平成20年から平成22年までの計算方法はパーシェ指数」、「平成22年から平成23年までの計算方法はラスパイレス指数」と合致することを認めた。
- ⑤ 処分庁は、生活扶助相当CPIに用いた計算方法を「ロウ指数」と説明した。
- ⑥ 処分庁は、生活扶助相当CPIの計算に用いたウエイトは、総務省統計局の作成した資料（一般世帯を基準としたウエイト）から、生活保護利用世帯が支出をしない品目を単純に除外したものである。ここでウエイトは支出割合を意味するものであるから、処分庁が計算の根拠としたウエイトは、生活保護利用世帯の実際のウエイト（支出割合）と異なるものである。

#### ウ 審査請求人の主張

##### (ア) 諮問庁の主張の不合理性

まず、諮問庁の意見すなわち、「生活扶助相当CPI算定表」の作成過程における行政文書が一切存在しない、が正しいとするなら、専門家でもない保護課の職員が、「生活扶助相当CPI」を作成し、他の専門機関等に計算結果の妥当性を諮ることもなく、また、他の計算方法による計算結果との比較をすることもなく、580億円もの歳出を左右する政策に反映されたことになる。

このような、粗雑な政策過程は合理的でなく、実際には、生活扶助相当CPI算定表の作成過程及びその検証のために、行政文書が作成されていたと考えるのが合理的である。

##### (イ) 「生活扶助相当CPI」の計算方法の特異性

###### a 消費者物価指数の通常の方法と異なること

前提事実②、③、④、⑤より、生活扶助相当CPIは、国際的に推奨されている作成方法（ラスパイレス指数、1年乃至5年ごとの接続）から逸脱した方法で作成されている。

###### b 処分庁は、通常の方法による試算を行ったと考えることが合理的であること

とすれば、処分庁の担当者が生活保護利用者固有の消費者物価指数を算定しようとする場合、まずもって、国際的に推奨されておりまた総務省統計局も採用している「ラスパイレス指数+接続」の方法で計算を行ったと考えるのが合理的である（この

計算方法は複雑なものではない。) 。しかるに、そのような試算すら行っていないとする諮問庁の主張は不合理である。

- c 処分庁は、生活扶助相当CPIの算定方法について、内部で協議し、または外部機関に諮問したと考えることが合理的であること①

次に、処分庁の担当者は、「生活扶助相当CPI」が、平成20年～平成22年はラスパイレス指数と合致し、平成22年～平成23年はパーシェ指数と合致する特殊な計算であっても、「消費者物価指数」として政策に反映することが統計学の観点から合理的か否かを、内部検討、専門機関に諮問乃至調査しているはずである。

したがって、処分庁は、生活扶助相当CPIの「平成20年～平成22年はラスパイレス指数と合致し、平成22年～平成23年はパーシェ指数と合致する」計算方法が、合理的であるか否かの検証を内部検討、または外部機関に諮問していたと考えるのが合理的である。

- d 処分庁は、生活扶助相当CPIの算定方法について、内部で協議し、または外部機関に諮問したと考えることが合理的であること②

同様に、処分庁は、「生活扶助相当CPI」がロウ指数と合致する計算方法か否か、仮にロウ指数と合致してもそれが合理的といえるか否かについて検証するため、内部検討乃至外部機関に諮問していたと考えることが合理的である。

- e 処分庁は、生活扶助相当CPIの算定方法について、内部で協議し、または外部機関に諮問したと考えることが合理的であること③

同様に、処分庁は、「生活扶助相当CPI」のウエイトが、生活保護利用者の消費支出と合致するか否か、または、「生活扶助相当CPI」のウエイトを利用することが生活保護利用者特有の消費者物価指数を策定する上で適切か否かについて検証するために、内部検討乃至外部機関に諮問していたと考えることが合理的である。

- f 消費者物価指数を生活保護費の改定に参照することの特異性

平成25年以前において、生活保護費は、消費水準均衡方式によって増減が判断されており、直接的に消費者物価により増減が決定されたことはなかった。すなわち消費者物価を生活保護費の改定に参照することは平成25年以前に先例のない試みである。

とすれば、仮に、生活保護利用者固有の消費者物価指数が明らかになったとしても、その結果を、生活保護費の改定に反映させることが適切か否かについては、別途に合理性が考慮される必要がある。

したがって、処分庁は、「生活扶助相当CPI」の結果を生活保護費の増減に反映させることが適切か否かについて検証するために、内部検討乃至外部機関に諮問していたと考えることが合理的である。

g 小括

以上、生活扶助相当CPIは、国際的に推奨される方法と異なる方法で作成されているため、これを580億円もの生活保護費の減額の根拠とするのであれば、通常と異なる方法でも統計学的に合理性を有するか否かを確認する必要がある、また、実際に内部検討乃至外部機関に諮問していたと考えることが合理的である。

とすれば、このような内部検討乃至外部機関への諮問、結果について、全く資料が存在しないという主張は不合理である。

(ウ) レク資料の存在

以上見てきたように、生活扶助相当CPIは、国際的に推奨されている通常の計算方法とは異なる方法で作成されている。また、消費者物価を生活保護費の改定に参照することは平成25年以前に先例のない試みである。

とすれば、このようなイレギュラーな数値計算を行ってなお正当性を有することについて、保護課の担当者が社会援護局長、厚生労働大臣、同副大臣、同大臣政務官、同大臣補佐官、同事務次官、同厚生労働審議官、又は、国会議員ら政策決定に携わる者らに対し、事前に説明していたと考えるのが合理的である。

したがって、いわゆる「レク資料」が存在すると考えるのが合理的である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年5月22日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「平成24年3月1日から平成25年12月末日までに作成された行政文書のうち、「生活扶助相当CPI算出表」（平成25年1月27日）を作成する過程において、生活扶助相当CPI算出のために作成された文書（メモ類、議事録、試算表等を含む）一切及び、「生活扶助相当CPI算出表」の算定結果を用いた生活保護基準の変更

について、担当課（社会・援護局保護課）が、社会援護局長，厚生労働大臣，同副大臣，同大臣政務官，同大臣補佐官，同事務次官，同厚生労働審議官，又は，国会議員らに対し，説明するために作成したレクチャー用資料（いわゆる「レク資料」）一切の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成30年6月22日付け厚生労働省発社援0622第1号により、不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年6月28日付け（同年7月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書について

本件審査請求の対象文書は、上記1(1)で述べたとおりであるが、請求内容における「生活扶助相当CPI算出表」について、以下詳述する。

生活保護の生活扶助基準については、平成23年から、社会保障審議会生活保護基準部会において、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かについて検証を行い、平成25年1月に報告書を取りまとめ、その検証結果を踏まえて見直しを行った。これに加えて、見直し当時、デフレ傾向が続いてきた中、生活扶助基準額が据え置かれてきたことに鑑み、厚生労働省において、客観的な経済指標である物価の動向を勘案して、生活扶助基準を見直すこととした（以下、第3において「デフレ調整」という。）

デフレ調整に当たっては、総務省統計局が公表している消費者物価指数を基に、全ての消費品目から、①生活扶助以外の扶助で賄われる品目（家賃，教育費，医療費など）及び②生活保護制度において原則として保有が認められていない品目（自動車関係費など）や免除されるために生活保護受給世帯において支出することが想定されていない品目（NHK受信料など）を除いて算出した消費者物価指数（生活扶助に相当する品目を対象とする消費者物価指数（生活扶助相当CPI））の動向を勘案した。

物価動向を勘案する年度については、平成19年の「生活扶助基準に関する検討会報告書」において、当時の生活扶助基準は一般低所得世帯の消費実態と比べて高いとされていたが、当時の社会経済情勢を勘案して、平成20年度以降も生活扶助基準額が据え置かれてきた。この経緯を鑑み、物価の動向を勘案する起点は平成20年度とされた。また、平成25年度予算編成時の最新の消費者物価指数のデータが平成23年の

年平均であったことから、平成20年の年平均の生活扶助相当CPIと平成23年の年平均の生活扶助相当CPIを用いて算出することとした。

この生活扶助相当CPIを算出するために作成された表が、請求内容における「生活扶助相当CPI算出表」である。算出表にあるとおり、平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの下落率（マイナス4.78パーセント）を勘案し、平成25年度改定による生活扶助基準の見直しが行われた。

## (2) 原処分の妥当性について

以下、本件審査請求の対象文書を前段と後段に分けて記述する。

ア 「生活扶助相当CPI算出表」（平成25年1月27日）を作成する過程において、生活扶助相当CPI算出のために作成された文書（メモ類、議事録、試算表等を含む）一切

当該文書について確認したところ、その存在は確認されなかった。

「生活扶助相当CPI算出表」については、上記(1)で述べたとおり、生活扶助相当CPIは総務省統計局が公表している平成20年平均及び平成23年平均の全国の各品目別価格指数及びウエイトを用いて算出したものであり、その算出に当たっては、請求者の主張する「高度に専門技術的な統計分析」を要するものではなく、公表データを使用すれば比較的容易に算出できるものであり、本年5月15日付けで請求者に開示している「生活扶助相当CPI算出表」そのものが作成過程となっていることから、この算出表の他に作成された算出に関する文書が存在しないことに不合理な点は認められない。

イ 「生活扶助相当CPI算出表」の算定結果を用いた生活保護基準の変更について、担当課（社会・援護局保護課）が、社会援護局長、厚生労働大臣、同副大臣、同大臣政務官、同大臣補佐官、同事務次官、同厚生労働審議官、又は、国会議員らに対し、説明するために作成したレクチャー用資料（いわゆる「レク資料」）一切

当該文書について確認したところ、その存在は確認されなかった。

上記アで述べたとおり、生活扶助相当CPIの算出に当たっては、請求者の主張する「高度に専門技術的な統計分析」を要するものではなく、公表データを使用すれば比較的容易に算出できるものであり、その算定結果を用いた生活扶助基準の見直しの概要を説明する資料としては、本年5月15日付けで請求者に開示している「「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）」（抜粋）」で十分であり、説明資料として敢えてこれ以外の資料を作成する必要性も乏しいことから、この資料の他に作成された見直し概要に関する文書が存在しないことに不合理な点は認められない。



ウ 以上のことから、本件対象文書を保有していないとする処分庁の判断に不合理な点は認められず、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考えます。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「厚生労働省独自の消費者物価指数の作成という、高度に専門技術的な統計分析を行うに当たり、その作成過程において何らの資料が存在しないということは考えにくい」として原処分の取消しを求めているが、これに対する処分庁の説明は、上記(2)で述べたとおりであり、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月10日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月18日 審議
- ⑤ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書1について

ア 諮問庁は、本件対象文書1を保有していないことについて、理由説明書(上記第3の3(2)。以下同じ。)において、おおむね以下のとおり説明する。

当該文書について確認したところ、その存在は確認されなかった。

「生活扶助相当CPI算出表」については、生活扶助相当CPIは総務省統計局が公表している平成20年平均及び平成23年平均の全国の各品目別価格指数及びウエイトを用いて算出したものであり、その算出に当たっては、審査請求人の主張する「高度に専門技術的な統計分析」を要するものではなく、公表データを使用すれば比較的容易に算出できるものであり、平成30年5月15日付けで審査

請求人に開示している「生活扶助相当CPI算出表」そのものが作成過程となっていることから、この算出表の他に作成された算出に関する文書が存在しないことに不合理な点は認められない。

イ 諮問庁から「生活扶助相当CPI算出表」の提示を受け、当審査会において確認したところ、その内容は、総務省統計局が公表している平成20年平均及び平成23年平均の全国の各品目別価格指数及びウエイトの数値に基づき、全ての消費品目から、①生活扶助以外の扶助で賄われる品目及び②生活保護制度において原則として保有が認められていない品目や免除されるために生活保護受給世帯において支出することが想定されていない品目を除いて算出されているものと認められ、その末尾において、生活扶助相当CPIが示されていると認められる。このため、「生活扶助相当CPI算出表」そのものが作成過程となっていることから、この算出表の他に作成された算出に関する文書が存在しない旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も存しない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書1を保有しているとは認められない。

## (2) 本件対象文書2について

ア 諮問庁は、本件対象文書2を保有していないことについて、理由説明書において、おおむね以下のとおり説明する。

当該文書について確認したところ、その存在は確認されなかった。

生活扶助相当CPIの算出に当たっては、審査請求人の主張する「高度に専門技術的な統計分析」を要するものではなく、公表データを使用すれば比較的容易に算出できるものであり、その算定結果を用いた生活扶助基準の見直しの概要を説明する資料としては、平成30年5月15日付けで審査請求人に開示している「「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）」（抜粋）」で十分であり、説明資料として敢えてこれ以外の資料を作成する必要性も乏しいことから、この資料の他に作成された見直し概要に関する文書が存在しないことに不合理な点は認められない。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁は、開示請求書の記載内容から、審査請求人は、「生活扶助相当CPI算出表」を作成する過程において、生活扶助相当CPI算出のために作成された文書（本件対象文書1）が存在することを前提として本件対象文書2を請求しているものと解釈しており、上記（1）アのとおり、本件対象文書1の存在が確認されなかった

ことから、本件対象文書2についても同様にその存在が確認されなかったものである。

ウ 上記ア及びイを踏まえ検討する。

当審査会において確認したところ、開示請求書には、「「生活扶助相当CPI算出表」の算定結果を用いた生活保護基準の変更について、担当課（社会・援護局保護課）が、社会援護局長，厚生労働大臣，同副大臣，同大臣政務官，同大臣補佐官，同事務次官，同厚生労働審議官，又は，国会議員らに対し，説明するために作成したレクチャー用資料（いわゆる「レク資料」）一切」と記載されており，審査請求人が開示を求めているのは，「生活扶助相当CPI算出表」の算定結果を用いた生活保護基準の変更について，担当課が，厚生労働省内又は国会議員等に対して説明するために作成した資料であると認められ，上記イのような，審査請求人が本件対象文書1が存在することを前提として本件対象文書2を請求しているとの諮問庁の説明を首肯することはできない。

また，上記アの諮問庁の説明では，生活扶助相当CPIの算定結果を用いた生活保護基準の見直しの概要を説明する資料としては，「「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）」（抜粋）」が存在するとのことであるので，諮問庁から当該資料の提示を受け，当審査会において確認したところ，当該資料は，「生活扶助相当CPI算出表」の一部を用いて生活保護基準の変更について説明するための資料であることが認められる。

さらに，当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，当該資料について説明を求めさせたところ，当該資料は，都道府県，指定都市等の担当部局長を対象とした会議において使用した資料であり，事前に，社会・援護局長等に対してその内容を説明しているとのことであり，「生活扶助相当CPI算出表」の算定結果を用いた生活保護基準の変更について，担当課が，厚生労働省内又は国会議員等に対して説明するために作成した資料であると認められる。

エ したがって，厚生労働省において，本件対象文書2に該当するものとして，少なくとも，別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので，これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

また，当該文書に限らず，調査の上，本件対象文書2に該当するものが存在するのであれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書1を保有しているとは認められないので、本件対象文書1を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書2については、厚生労働省において別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙 1

- 1 平成24年3月1日から平成25年12月末日までに作成された行政文書のうち、「生活扶助相当CPI算出表」（平成25年1月27日）を作成する過程において、生活扶助相当CPI算出のために作成された文書（メモ類、議事録、試算表等を含む）一切
- 2 「生活扶助相当CPI算出表」の算定結果を用いた生活保護基準の変更について、担当課（社会・援護局保護課）が、社会援護局長、厚生労働大臣、同副大臣、同大臣政務官、同大臣補佐官、同事務次官、同厚生労働審議官、又は、国会議員らに対し、説明するために作成したレクチャー用資料（いわゆる「レク資料」）一切

別紙 2

全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）（抜粋）